

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請に係る重複する案件について

令和3年1月25日

日本原子力研究開発機構  
安全・核セキュリティ統括部

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子力科学研究所の原子炉施設保安規定について別紙1のとおり4件の変更認可申請をしております。

このうち平成26年9月26日付けの申請（JRR-3における新規制基準適合性確認に係る変更）及び令和元年11月15日付けの申請（TCA廃止措置に係る変更）については、第1編（総則）別表第6並びに第2編（放射線管理）第38条、第46条の2及び第47条において変更箇所が重複しております。当機構としましては、別紙2のとおりいずれの変更内容も個別の施設に係る固有の変更内容であることから、相互の申請内容に安全上の関連は無いと考えておりますので、並行して審査し、認可して頂きますようお願いいたします。

なお、令和元年11月15日付けの申請については、令和2年12月9日付け原規規発第2012092号をもって変更認可を受けた検査制度改正に伴う変更の内容を反映する補正を速やかに行います。

以上

別紙 1 原子力科学研究所原子炉施設保安規定の申請案件一覧

申請案件	変更箇所			申請日・補正日
	第1編（総則）	第2編（放射線管理）	施設編	
① J R R - 3 における新規規制基準適合性確認に係る変更	第32条、第33条 別表第2、 <span style="border: 1px solid black;">別表第6</span>	第37条、 <span style="border: 1px solid black;">第38条</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">第46条の2</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">第47条</span> 、 第56条、別表第15の2	第5編 （J R R - 3 の管理）	申請：平成26年9月26日付け 26原機（科保）055 補正：令和元年6月7日付け 令01原機（科保）011 補正：令和2年8月7日付け 令02原機（科保）053 補正：令和3年1月22日付け 令02原機（科保）122
② 廃棄物処理場における新規規制基準適合性確認に係る変更	変更なし	別表第22	第3編 （廃棄物処理場の管理）	申請：令和2年7月31日付け 令02原機（科保）051 補正：令和3年1月15日付け 令02原機（科保）115
③ T C A 廃止措置に係る変更	第7条、第9条、第14条、 第14条の2、別表第1、 別表第5、 <span style="border: 1px solid black;">別表第6</span> 、 別図第1	第17条、 <span style="border: 1px solid black;">第38条</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">第46条の2</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">第47条</span> 、 別表第16	第8編 （T C A の管理）	申請：令和元年11月15日付け 令01原機（科保）028
④ 眼の水晶体線量限度等の変更	変更なし	第10条、第18条、 別表第7、別表第8、 別表第13、別表第25、 別図第1	第7編 （N S R R の管理）	申請：令和3年1月25日付け 令02原機（科保）123

注：申請が重複している箇所

変更前 (令和2年12月9日認可)										JRR-3の新規制基準適合性確認に係る変更										TCAの廃止措置に伴う変更												
第1編 総則										第1編 総則										第1編 総則												
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)										別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)										別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)												
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号					備考	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号					備考	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号					備考
					1	2	3	5	8							1	2	3	5	8							1	2	3	5	8	
イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	30の2	21の2	JRR-3の管理	イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	30の2	21の2	TCAの管理	イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	30の2	13	
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の4	37の2	22の7	27の2	18の2		ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の30	37の37	22の22	27の27	18の18		ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の30	37の37	22の22	27の27	67	
ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	27の6	18の6		ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	27の6	18の6		ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	27の6	9	
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間				14	10		イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間				14	10		イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間				14	*4	
ロ	(省略)										ロ	(省略)										ロ	(変更なし)									
ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26	10		ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26	10		ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26	(削る)	
ニ～ヘ	(省略)										ニ～ヘ	(省略)										ニ～ヘ	(変更なし)									





原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

変 更 前 (令和2年12月9日認可)	J R R - 3 の新規規制基準適合性確認に係る変更	T C A の廃止措置に伴う変更
<p>すまでの期間</p> <p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>すまでの期間</p> <p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : <u>J R R - 3</u>、J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : <u>J R R - 3</u>、J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : <u>J R R - 3</u>、J R R - 4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>すまでの期間</p> <p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : J R R - 4、NSRR、<u>T C A</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : J R R - 4、NSRR、<u>T C A</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : J R R - 4、NSRR、<u>T C A</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>
<p>第2編 放射線管理 (放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子</p>	<p>第2編 放射線管理 (放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子</p>	<p>第2編 放射線管理 (放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和2年12月9日認可）	JRR-3の新規制基準適合性確認に係る変更	TCAの廃止措置に伴う変更																	
<p>炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、<u>前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。</u></p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、<u>下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1086 1066 1872 1434"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 (モニタリングポスト)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>
測定機器等	項目	頻度																	
放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週																	
	(2) 動作状況																		
可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月																	
	(2) 動作状況																		
非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週																	
	(2) 燃料量*																		
	動作状況	1回/2月																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

変 更 前 (令和2年12月9日認可)	J R R - 3 の新規制基準適合性確認に係る変更	T C A の廃止措置に伴う変更
<p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第 46 条の 2 課長等は、前条第 1 項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第 1 課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第 22 に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前 3 項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第 23 に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 J R R - 4、N S R R、S T A C Y 及び T R A C Y においては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p>	<p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第 46 条の 2 課長等は、前条第 1 項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第 1 課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第 22 に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前 3 項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第 23 に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 <u>J R R - 3</u>、J R R - 4、N S R R、S T A C Y 及び T R A C Y においては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p>	<p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第 46 条の 2 課長等は、前条第 1 項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第 1 課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第 22 に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前 3 項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第 23 に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 J R R - 4、N S R R、<u>T C A</u>、S T A C Y 及び T R A C Y においては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p>
<p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第 47 条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第 3 編から第 5 編及び第 8 編から第 9 編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、J R R - 4、N S R R、S T A C Y 及び T R A C Y においては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第 6 編、第 7 編、第 11 編及び第 12 編の管理区域を示す図において</p>	<p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第 47 条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第 3 編、<u>第 4 編</u>、第 8 編及び第 9 編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、<u>J R R - 3</u>、J R R - 4、N S R R、S T A C Y 及び T R A C Y においては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第 5 編から第 7 編まで、第 11 編及び第 12 編の管理区域を</p>	<p>(封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管)</p> <p>第 47 条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第 3 編から第 5 編及び第 9 編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、J R R - 4、N S R R、<u>T C A</u>、S T A C Y 及び T R A C Y においては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第 6 編、第 7 編、<u>第 8 編</u>、第 11 編及び第 12 編の管理区域を示す図</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表

変更前（令和2年12月9日認可）	JRR-3の新規制基準適合性確認に係る変更	TCAの廃止措置に伴う変更
<p>指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、<u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-4、NSRR、<b>TCA</b>、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p>